

== 新法人発足に伴い、組合名は「日本原子力研究開発機構労働組合」となりました。 ==

## 放射線業務手当問題

放射線業務手当の支給対象：労組の認識 = 運用実態 = 発足時の労使合意内容



<原点に戻らなければ解決の路はない>

放射線業務手当は、歴史的には昭和42年に原子炉等管理手当を発展的に解消し、それに代わるものとして導入されたものである。従って、放射線業務手当の対象となる放射線業務とは上の図のように管理区域内の作業を含むものの、業務そのものが管理区域内だけで行われるものではない。この認識は、原子炉等管理手当を放射線業務手当としたときの労使間の共通認識であったはずだ。そして、38年間そのように運用されてきた。

その証拠に、放射線業務手当の対象業務をいくつかのランクに分けて、より大きな原子炉の、より責任の重い業務を手当の高いランクに置いてきた。制度の発足当時の手当の筆頭がJPDRの原子炉主任技術者であった。

放射線業務手当問題が持ち上がると、所は、放射線業務を管理区域内作業に置き換えてしまった。管理区域内の作業だけが放射線業務手当の対象業務であるというのは、あまりに乱暴であるし、これまでの経緯を理解していないと言わざるを得ない。

JPDRは制御室が管理区域の外にあった。そして、通常の運転期間は原子炉主任どころか運転員も時々見回りに炉室に入るだけである。その事情は、HTTRなど新しい原子炉でも同様である。研究所が最近持ち出したように管理区域内作業だけが手当の対象だとするならば、原子炉主任、運転班長、運転員に手当を支払ってきたのは誤りだということか。

放射線業務手当は、放射線を取り扱うことに対する責任手当の要素が大きい手当だったはずだ。業務のランクがより大型の原子炉のより責任が重い業務の順になっていることはそれを示している。(ちなみにこの手当が導入される前に、どのような手当にするか労使間の話し合いがあった。結果として、現在の責任手当の要素が強い手当としたのは研究所である。)責任手当と言う原点にも

どられればいまの混乱は解決しない。

<支給職員に責任はない!!>

仮に研究所が最近言い出したように、管理区域内の作業だけが手当の対象業務だとするならば、多くの職員への支給が誤りだったということになるだろう。我々はそう考えていないが、百歩譲って、いままでの支給実態が間違いだったとしても、それは当該職員の責任ではない。

多くの職員は、放射線業務を労組の認識のように理解していたか、あるいは何も知らずに、単に支給していただけである。中には、個人線量計を持たされていればもらえると思っていたような人もいる。月のうちの半分以上という基準も知らなかった人もいる。勤務表の記載について言えば、個々の職員が虚偽の記載をしたということでもない。その職員が「毎日のように管理区域に入りますから手当を支給してください」とうそを言ったわけではない。どのような業務を支給対象とするか認定してきたのは、職員ではない。責任をとる必要があるならば、それは人事や経営者にある。

<わからないものはわからない、無理をしてうそになるようなことはするな>

たびたびの調査の中では、強制的にうその証言をさせられている例もある。たとえば、「放射線業務手当は、1日の半分以上、月の総勤務日数の半分以上管理区域に入ったときもらえる」ことを知っていると言わせたりしている。「1日の半分以上」というのは、規約にも無く、労使合意も無い事項で、人事が内規の文章で持っているだけなのだ。

真実を重んずべき研究・開発機関でそんなことがあって良いのか。良いはずがない。職員諸氏は大きな誇りを持つ。機構経営者は腹をくくって、問題解決を図れ!

繰り返すが百歩譲って、支給が間違いだとしても、支給職員の不正ではない。しかし、経営側の責任逃れに付き合ってしまう。不正と思われてしまう。

職場ごとに異なるが、管理区域の出入りごとに記録しろとか、証拠を残せだの煩雑極まりないことが要求されてる。職場によっては、装置の保守期間中などは出入りが頻繁で、「そんなばかばかしいことをしなければならぬなら手当などいらぬ」という声も上がっている。本来やるべき仕事に集中できないからだ。また、説明に納得していない文科省の調査に応じて「証拠」なるものを用意しているらしい。調査するのは結構だが、証拠がないなら不正であるとか、返納だとか言うのはむちゃくちゃな話だ。機構もそれを脅し文句のように言って、うその証拠を無理に作るようなことを誘導してはならない。職員諸氏も毅然とした態度をとることを訴える。

## 放射線業務手当討論集会開催される

11月2日(水)18時半から真崎コミセンにおいて、放射線業務手当に関する討論集会が開かれました。

放射線業務手当の支給に関しては、すでに「あゆみ速報」No.4606で報告したように、組合員6名に対する「嚴重注意」処分の撤回を求める要求書を機構に提出しましたが、文部科学省による調査はまだ終了していないようです。このような状況の中で開催された討論集会では、手当が導入された昭和42年当時を知る組合員から若い組合員まで幅広い年代が集まり、活発な議論が展開されました。

集会では、放射線業務手当は、部長が支給対象となる職員を人事に申告し、人事が支給対象を確認して支給していた、という実情が報告され、支給された本人が虚偽の申告をして受給できるものではないことが確認されました。この点から、すでに譴責を受けた組合員は不当な処分を受けたことが明白にされました。手当が導入された当時から、放射線業務手当は、「被曝手当」ではなく、「社会的責任」に対する手当であるというのが労組の基本的姿勢であり、『万一、原子炉施設に異常事態が出現した時は、従事者は被害の拡大防止に全力を傾注し、一般住民の安全を確保しなければならない』ことが従事者の責任であり、このために原子炉主任技術者の手当が最高となっている、ということを変更して確認しました。この認識は、労使共通のものであったはずで、既に支給され返還を求められている手当についても、弁護士は「労使が共通の認識として支給していた基準を後から変更して返還を求めるのはおかしい。」と話していることが紹介されました。集まった組合員からは、もっと組合の主張が正しいということを強調して広める必要があるという指摘がありました。

また、現在「管理区域に入ったかどうか」を「放射線業務」の記録に記載するよう求められているという実態が報告され、現状では「放射線業務」＝「管理区域内作業」という図式が出来上がっているのではないかと考えられました。この図式では、管理区域内にない原子炉制御室に勤務する者には手当は支給されません。HTTRの運転に従事する者も、運転中は「放射線業務」を行っていないことになってしまいます。このような図式の上で「放射線業務手当」が支給され、原子炉運転員が支給されなくなるような手当であれば、そんなものは手当として要らない。原子炉運転員が受給できる手当を要求すべきだという組合員もいました。

さらに、旧原研時代において放射線業務手当を受給していた人に対して、当時「管理区域」に入っていた「証拠」を出せ、という要求がされているという報告がありました。「証拠」が出せないのであれば、返還しろ。と脅迫まがいの要求をされているということです。「管理区域」への出入りについて、記録を取っていないことを承知のはずの上司が部下にこのような理不尽な要求をするということは全くもって理解できないことです。

集会に出席した放射線業務手当を受給していた人は、もし、「間違っただけで手当が支給されたというのであれば、返還することはやぶさかではない」と口を揃えて言っています。

現在でも、過去に遡った調査が行われています。組合員の皆さんは決して「うそ」をついてつじつまを合わせようなどとししないで下さい。記録がないものは無いのです。それは当人の責任ではありません。『うそつき動燃』の二の舞だけは踏まないようにしましょう。

## 拡大窓口交渉報告

<平成17年度給与改定など>

11月1日、本部において給与改定の交渉がありました。機構側は基準内賃金で0.37%の減額を前回の拡大窓口交渉で提案しており、今回はそれに対する労組の検討結果を聞きたいと切り出しました。

一方労組は、0.37%という小さなものよりも、だいぶ以前から要求している、旧原研部分と旧サイクル機構の部分の給与実態の比較データを示すか、あるいは何時示せるのか機構が応えるべき時に来ていると迫りました。

[機構] 先日の拡大窓口交渉で示した、平成17年度給与改定の大枠について、労組の検討結果を聞きたい。

[労組] 提示された改定率はわずかなもの。たびたび言っているが、将来の本給をどうすべきか、それを考えるために、旧原研、旧サイクル機構の給与実態を示すデータをだせ。

[機構] 年明け、1月に18年度の予算のめどがついてから、将来の本給表を示したい。その際、必要に応じて、データを示すつもり。

[労組] 新法人の将来の給与体系の考え方を早く明らかにすべき。表が出来上がってから、こうなりますなどというのは、納得できない。

[機構] 12月、予算が明らかにならないとどうなるかわからない。

[労組] 12月、1月の予算がどうだろうと、2法人のこれまでの給与実態は変わらないだろう。データを示せ。それから、2法人の違いにどのように対処するのか考え方を示せ。今聞いたことが機構の意図どおり予算が取れなくなり実現できなくとも、約束違反だと言うつもりはない。

[機構] あやふやなものは提出できない。

[労組] 統合法の成立、その国会審議も、基本的な労働条件は維持されるものとされた。それが満たされるのかどうか、納得できる説明を受けなければならない。実態のデータはその基本でしよう。

[機構] 新しい給与を示してから、必要なデータを示したい。

[労組] その必要なデータとは何か。

[機構] 今考えている。本給表が出来てから交渉に応ずる。統合前から労組の言っていることはわかっている。

[労組] 手当類の提案は受けているが、本給の姿を見ないとOKとは言えない。現状では多くの職員の処遇が下がる内容と思っている。特に副主任研究員の処遇は低下が激しい。大げさな審査を経て認められる地位の割りに冷遇されるのは納得できない。研究者や高度な技術者は研究機関の任務遂行の要だろう。見直しを求める。

[労組] 平成17年度の賃金改定について、賃金のマイナス改定は納得するものではないが、改定給与表の作成作業を進めてもよい。枠も含めてあとで決着しよう。

[機構] 明日の夕方にはテーブルを出したい。

[労組] 直協定、組合への便宜供与協定など、いま労使間で異論のないものの協定作成作業をすすめてほしい。

[機構] 認識している。いろいろあって遅れているが、きちんと進めたい。

### 第408回中央委員会を開催します

日時： 11月9日(水) 18:30より

場所： 原子力科学研究所 研究1棟第5会議室

議題： 委員長挨拶、活動報告、協定類の承認、放射線業務手当問題、四半期会計報告、など